飲酒運転根絶宣言飲食店・宣言事業所を募集します！

飲酒運転を根絶する旨の宣言をし、飲酒運転を根絶するための取組を推進する飲食店・事業所の登録制度を創設しました。

対　象　は　？

飲食店：県内で営業し、客に酒類を提供する飲食店
事業所：県内で事業を営む事業所（個人又は法人その他団体の事業所）

登録されると？

①「宣言登録証」を交付します。
②「飲酒運転根絶」ステッカー等の啓発グッズを配布します。
　事業所は従業員の見える箇所、飲食店はお客の見える箇所に掲示の上、飲酒運転根絶に向けた取組を実践して下さい。
③県のホームページに掲載いたします。※掲載に同意いただいた場合

登録方法は？

登録申込書に必要事項を記載し、石川県生活安全課（交通防犯グループ）まで郵送、ＦＡＸまたは電子メール等にて提出してください。
また、インターネットによる申し込み（電子申請）も可能です。

県のホームページから登録申込書のダウンロードまたは電子申請ができます。
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/koutsu/insyu/sengenseido.html

申請書の様式はこちら

飲食店　事業所

電子申請はこちら

飲食店　事業所

締め切りは？

締め切りはありません。随時受け付けています。

飲酒運転根絶のための取組内容

●飲食店

【取組の具体例】

・ハンドルキーパー運動※に取り組みます。
・ポスターやチラシ等の啓発物を掲示して飲酒運転根絶を呼びかけます。
・運転代行業者やタクシー等を紹介します。

上記の例のほか、飲食店独自の取組を実施していただいても結構です。

※「石川版ハンドルキーパー運動」は、飲酒運転根絶宣言店制度に移行します。
　令和５年４月１日までに石川版ハンドルキーパー運動に参加していた飲食店は、自動的に飲酒運転根絶宣言店へと移行させていただきますので、改めて登録申込書の提出は不要です。

●事業所

【取組の具体例】

・車両を使用する従業員に、運行前後の飲酒状況を確認します。
・従業員に、飲酒運転の根絶に関する研修会等を実施します。
・ポスターやチラシ等の啓発物を掲示して飲酒運転根絶を呼びかけます。

上記の例のほか、事業所独自の取組を実施していただいても結構です。